

カナダ移住の案内

昭和45年12月



拓

海外移住事業団

JAPAN EMIGRATION SERVICE



国際協力事業団

受入 月日 '84. 9. 13	801
登録No. 14812	234
	EM

は し が き

長い間、日本人の海外移住は、主としてブラジルを中心とするラテンアメリカ諸国に限られてきましたが、1962年2月移民法施行規則を大巾に改正したカナダは、従来のヨーロッパ中心の白人優先主義を撤廃し、アジア、アフリカに対しても国籍人種を問わず広く門戸を開くに至り、日本でも注目されるようになりました。

1964年カナダのトレイブレイ移住大臣が来日して、優れた日本人の受け入れを歓迎するとの意向を表明し、同年9月来日したマーチン外相も日本、アメリカカナダの三国から成る「北太平洋の三角形」の必要性を強調しました。

太平洋をはさんで日本の隣りに位置するカナダは、今日、交通機関の発達によって、日本からジェット機で8時間余で渡ることのできる国です。このカナダへ、ここ数年来、年間600人～800人の日本人が移住しており、その人々の職種は、機械工、電気技師、看護婦、タイピスト、その他多数で、バラエティーに富んでおります。

日本では、東京にカナダ大使館査証部が設置されており、移住申請者の受付、審査などを行なっています。全世界の移住者によって形成されているカナダは今後も、優れた移住者を大いに受け入れようとしています。

本書は、一般の方々に、カナダという先進国がいかに移住と密着しているかまた、実際に移住を希望している方々には、移住手続や現地定着が円滑になるよう活用していただくために作成したものです。

最後に、本書作成にあたっては、「出発前準備」、「現地到着」その他の現地事情については、トロント・日系市民協会およびトロント新移住日本人連絡会の好意により貴重な資料を提供して頂いたことをここに深く感謝します。

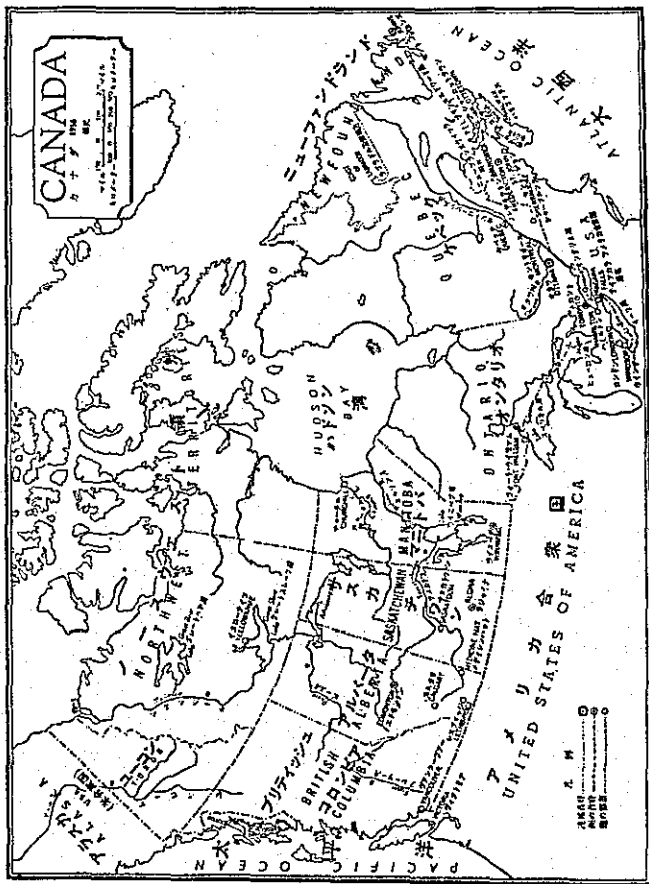
1970年12月

JICA LIBRARY



1035602[01]

海外移住事業団



目 次

第1部 移住者の国カナダ

1. 一般事情…………… 1
2. カナダ日系人の歩みと日加関係…………… 2
3. カナダ国の移住政策と機構…………… 4

第2部 カナダ移住—移住の形態と資格

1. カナダ移住の形態…………… 6
2. カナダ移住の資格…………… 7

第3部 移住手続と現地到着

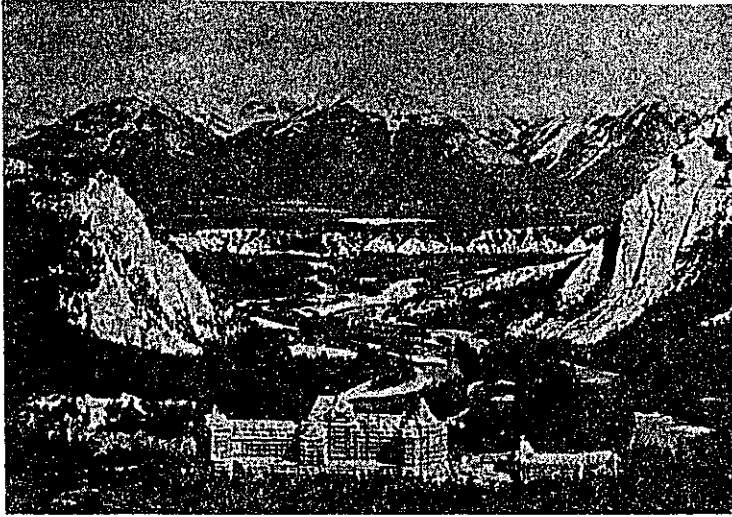
1. 移住相談と申込……………12
2. 審査から査証まで……………13
3. トレーニング・コースへの案内……………14
4. 出発前準備……………14
5. 渡 航……………16
6. 現 地 到 着……………19

第4部 カナダの生活

1. 就 職……………23
2. 賃金と労働事情……………25
3. 教育と訓練……………29
4. 社会保障……………31
5. 生計と物価料金……………34
6. 市民権, 結婚, 徴兵制度など……………36
7. 自営と融資……………37
8. カナダ新移住者の心構え……………38

(参 考)

1. ほん訳依頼料金表
2. ホテル宿泊所一覧表(トロント)
3. 在加日本公館一覧表
4. 事業団事務所など一覧表



バンフ温泉ホテル周辺の景観

第1部 移住者の国カナダ

この第1部でカナダがいかに移住に深い関係があるかを説明します。

1. カナダ一般事情

1967年ケベック州モントリオール市で「Expo. '67」を開催し世界にその経済力を誇示したカナダ。最近では、「中国承認問題」によって、国際政治において世界の注目となっているカナダ。このカナダが異種民族の混合した国家であり、移住者の力によって、建国され、発展し、今日の地位を築きあげ、個人の實質所得において、北米合衆国、スウェーデンに次ぐ豊かな国となっていることは、私達、日本人にとって興味深い事です。

カナダは、日本の27倍にもあたる約996万km²という世界第2位の国土を有する一方、人口は約2,100万人（1970年1月推定）で、人口密度2人という人口の過疎国です。しかし、総人口の約70%は北米合衆国との国境沿い160km以内の地帯にある大都市に集中しており、これらの都市が活発な産業文化の中核となっています。

カナダの人口構成をみると移住者の国であることがはっきりわかります。原住民であるエスキモーインディアンは全人口の1.2%を占めているに過ぎず、英国系が43%、フランス系が30%となって、大半を占め、その他、ドイツ、ウクライナ、イクリアなどのヨーロッパ民族に加うるに、最近では、アジア、ア

フリカ系の有色人種がこれに参加し、まさに民族人種の雑多な混合で構成されています。近年、年間16~22万人の移住者を各国から受入れており、戦後移住者の累計は1969年現在で330万人に達し、これは実に全人口の15%強にあたります。

現在、カナダでは英語と仏語が公用語として通用していますが、この事情はカナダ形成の歴史をみるとすぐうなづけます。カナダは1763年パリ平和条約によって英国の支配下に入りましたが、それより約100年前まではフランスの植民地であったからです。丁度、日本が「明治維新」を迎え、近代国家へ転換する頃、すなわち1867年「大英帝国北アメリカ条令」によって一部の州が「カナダ自治領」として認められました。その後、漸次、新しい州がこの「カナダ連邦」の中に加盟し、1949年には、現在の「10州2領州」となり、1951年には正式に国名を「カナダ」として現在に至っているわけです。その間、世界第二次大戦における工業生産力は増大しさらに大戦参加によってカナダ国の国際的地位は確立されることとなりました。

カナダ国憲法上では、カナダ国は英国女王を元首とし、カナダ首相の助言によって任命された総督が女王の代理としてカナダを統治するということになっています。しかし事実上は完全な独立主権国です。英連邦の一員として英国と深い結びつきをもっていますが、アメリカ合衆国とも経済文化面で極めて密接な関係をもっております。

経済的には、高品質の小麦、膨大な木材、各種の鉱産物および水力発電資源に恵まれ、アメリカ資本を始めとする外国資本の流入も活発です。

教育、医療制度および社会保障制度も先進国として一般に極めて充実しています。言語は全般的に英語が主体ですが、仏系住民の多いケベック州では、フランス語が主体となっています。

宗教の選択は、自由ですが、ローマンカトリック教徒が約半数を占めています。以上のようにカナダの国土と資源、人口、並びに人口構成とカナダの歴史的背景などを概観しただけで、現在まで、移住者がどのような役割を果たしたのか、また、今後、移住者の果たすべき役割が、将来、カナダ国にとっていかに重大であるかは、お判りになれると思います。この移住者の中に僅かですが日本人がいたこと、また、現在、続々と移住する人がいることは大いに注目すべきことと思います。

2. カナダにおける日本人の歩みと日加関係

日本人のカナダへの雄飛は、明治中期に始まり、ほとんどの人が太平洋沿岸のブリティッシュ・コロンビア州で漁業に従事していました。カナダにおける日本人の評価は、当初から現在のように安定していたわけではありません。むしろ、人種的偏見や戦争の関係もあり、排日運動などあって、苦難の連続であった時代があり、1928年には、日本人の移住者受入れを年間150名に割当制限するなど、カナダ側では厳しい処置をとった時代もありました。特に1942年、世界第二次大戦の関係から、当時B・C州に集団定着していた約23,000人の日本人がカナダ奥地へ強制退去を命じられ、鉄道建設などの強制労働に従事した頃は、最っども、苦しかった時代ともいえます。加えてそれらの日本人はロッキー山脈を越えて、カナダ全土へ分散することとなりました。それ迄築きあげた生活の基礎を捨てざるを得なかったわけです。

しかし、打しひがれた日本人の大部分は、それでも逞しい「自立心」に燃え働く能力のある者は再び生産事業に就き、本来の勤勉さと努力によって徐々に再興してきました。今日、永いその努力の甲斐あって、日本人はカナダに再び定着することができました。ところでこの復興の原因となったものは多々ありましようが、多くのカナダ日系人は「永きに亘って、迫害と悲運の中にあけながらも、常に在カナダ市民としてカナダ国への忠誠心を忘れまいと努力した」ことに今日の復興の源があったと感じていることは、新しく移住する人々にとって忘れてならない重要な教訓になると思います。

現在、カナダの日系人は別表のと通りの分布となっています。二世の中にはカナダ社会の知識階層に進出しつつある者もあり今後の活躍が大いに期待せられるわけで、カナダ移住はいわば「第二世期」に入ったといえます。その第二世期の幕開けにふさわしく、66年から69年までの4ヵ年間に既に2千5百余名の日本人が移住しています。これらの新移住者は過去、先輩が営々として築きあげた日系人の信頼と評価の上にアグラをかいて、個人的な安楽をつかもうとする利己的な考え方を持たないよう強く望まれます。

現在、カナダにおける日系人の団体には「カナダ日系人市民協会」(JCCA)がありますが、新移住者の増加に伴ない

1. トロント新移住者連絡会 (トロント地区)
2. モントリオール新移住者の会 (モントリオール地区)
3. エドモントン日本人社会クラブ (エドモントン地区) などの団体が新移住者の相互扶助、親睦を目的として結成されています。

また、その他の地域にも同種団体結成の動きも見うけられます。

現在、日本とカナダの間は、その経済関係に見られるとおり、親密なものがあり、仮りに、貿易面をとってみますと、両国の貿易量は年々増大しており、1968年には、カナダの対日輸出総額は約6億、その輸入額は3億で、これは両部門とも、カナダにとっては、貿易額において、米英に次ぐ第3位となっています。参考までに両国間の輸出入品目の主なものを挙げると次のようになります。

カナダの輸出品目——小麦、銅、亜麻の種子、なたね、鉄精鉱 アルミニウム、石炭、木材、パルプ

日本の輸出品目——テレビ、ラジオ、写真機部品、自動車部品、パイプ、チューブなどの工業製品

今後、経済、政治文化などの面で日加関係がより緊密化し、互恵することが望まれますが、その中で、移住者の果たす役割は重大なものがあるといえます。

カナダの日系人分布状況

東 部 諸 州	オンタリオ	11,870
	ケベック	1,459
	その他	49
中 部 諸 州	マニトバ	1,296
	サスカチュワン	280
	アルバータ	3,721
西 北 部 諸 州	B. C	10,424
	ユーコン、その他	58
合 計		29,157

3. カナダ国の移住政策と機構

カナダは1962年移民法施行規則を改正し、長い間の白人優先主義を撤廃しました。1966年には時の移民大臣が移住白書を議会に提出し、カナダ国政府の移住政策のあるべき姿を主張しました。この白書では、移住者の国カナダは、その経済、文化、社会、および世界的役割といった各方面において、いかに移住者の恩恵に浴しているかを率直に認め、この認識に基づき、また、人道的観点をも加味しながら基本的な移住政策を実施すべきと主張しています。現在ではこの政策理念は充分に生かされ、人種や信条の差別なく、世界のどこの国からも、教育訓練のある人、カナダ社会の要請に順応できる人を大量に受入れています。一方、機構面では、移住相談や移住申請の受付および移住者の選考といった仕事を担当する国外機関を各国に設置しており、カナダ国内機構としては

連邦政府に人的資源移民省 (Department of Manpower and Immigration) を設置しており、その下に5つの移民総局があり、これが15の移民局を統括しています。これらの機関の実際の手足となって動いているのがカナダ全土に設置されている112の移民事務所です。各々の移民事務所は有機的な連絡を常にとりあっています。この移民事務所は移民部と労働部に分かれていて、移民部では新移住者の入国手続に関する仕事や既にカナダに定着している移住者やカナダ市民の近親呼寄せ手続に関する仕事を取扱い、労働部は、新移住者の就職に関する指導や情報を与えています。また、必要であれば、就職のための特別な援助をほどこしたり、必要な処置をとることもあります。

日本には1966年から東京にカナダ大使館査証部が設置され、移民専門官が本国より派遣されていて、移住相談や移住者の選考と送り出しの指導に当たっています。



カナダは女性も歓迎します

第2部 カナダ移住の形態と資格

以上の説明からカナダでは積極的に移住者を誘致しており、また、人種、国籍、宗教による差別をしていないことがお判りと思いますが、何の手続も踏まず直ぐに、誰でも移住でき、容易に所期の目的を実現できるということではありません。この第2部では、どのような人が移住できるのかについて説明し

ます。

1. カナダ移住の形態

カナダへ移住するためには、カナダ国政府の査証業務担当官憲から永住査証を許可されなければなりません。そのためには、誰でも審査を受けるべく、申込をすることができます。この審査基準は国によって異なるということはありません。カナダは移住申請者を次の3種の形態の中で夫々に要求される資格条件の有無について審査判定します。

- (1) 被扶養者呼寄せ方式移住
- (2) 近親者指名方式移住
- (3) 独立申請方式移住（普通、「アンスポンサード移住」と呼ばれるもの）
各形態について以下概略を説明します。

(1) 被扶養者呼寄せ方式移住

この移住形態には、カナダ人またはカナダ在住の永住権所有外国人によって、生活の扶養を受けるべき性質の人、例えば妻や未成年の子供および老年の父母といった直系、1親等がこれに該当します。

これらの人々は健康上、また、社会的素行などについて、良好であれば、職業に関係なく、申請することによって、永住査証を取得することができます。

(2) 近親者指名方式移住

上記(1)の呼寄せ可能な範囲外の親族で、カナダ市民または永住権所有外国人から書面によって指名されて呼寄せられる人が、このケースに該当し、審査に当たっては、次のアンスポンサード移住のように、職業的要素が加わりませんが、現地に確かな親族を引受人としていることが加味される利点があります。兄弟姉妹はこの形態に入ります。

(3) 独立申請方式移住（アンスポンサード方式移住）

カナダ移住は、この形態を抜きにして考えることはできません。何故ならば、この移住が長年カナダ国発展の人的エネルギーとなった優秀な移住者を受入れた母体であるからです。日本人移住者の場合も、この形態が中心となっています。

これは、(1)(2)のような親族者がいない人で、いても正式に指名手続もなく、独自の発意とその職業的資格によって、永住権を申請する人が該当します。この種の移住形態は、従来南米移住の一般的な移住方式であるスポンサード方式

になれている日本人には不慣れです。スポンサー方式の場合には、技術移住でも農業移住でも、移住前に引受者が、確定され、契約を結んでおきますので、渡航後の定着が比較的円滑に行なわれることが予想される利点がありますが、アン・スポンサー方式はカナダ移住の特色といえます。カナダでは「技術を有し、能力があり、カナダに到着してから容易に就職のできる人が最っとも適切な時期に、その職業の需要度の高い地域に自己の発意で移住する」ことをこの種移住の基本的なあり方と考えているわけです。ここに、カナダの求める人は独力で職業に就きカナダに貢献できるレベルに達している人であることがわかれると思います。

勿論、一般にどんな移住者も渡加直後、何の苦勞もせず就職できるというわけではありません。就職に要する期間は、種々の要因によって、個人によって相違があります。1週間で就職できる人もあれば1ヶ月や3ヶ月もかかる人もいます。この求職期間が新移住者の最初の関門ともいえます。反面、自分に能力と自信があれば、就職先を自分で確めて選定できる利点もあるわけです。事実、渡加後、数年で、自分の店舗を開いたり、日本では普通考えられない高額な給与所得者になったりし、その所期の目的を実現しつつある人々の姿はその事を実証しています。ここにカナダ国も期待し、移住者個人も望んでいるカナダのアン・スポンサー方式移住の成果が窺えるわけです。

それでは、このアン・スポンサー方式移住によってカナダ移住のできる人はどのような職種の人で、どのような資格審査を受けるのでしょうか。

2. カナダ移住者の資格

アン・スポンサー方式移住で、申請する人に対する査証下付の資格審査では一般に次の事項が総合的、相関的に考慮されましょう。

- (1) 職業とその経験
- (2) 教育・職業訓練の程度
- (3) 年 齢
- (4) 人格と素行
- (5) 語学力
- (6) その職種に対するカナダ国内の需要度
- (7) カナダにおける就職先決定の有無
- (8) 移住希望地域における就職機会の多少
- (9) カナダにおいて援助を与える親族者の有無

(四) 健康

このように審査基準となる事項が多岐ですので、個人、個人のケース毎で審査内容は異なり、一見同じような職種と経験を有する人でも合格する人と不合格になる人とがいても不合理とはなりません。同じように思っても上記の中、どれかの項目において、相違点があり、その面で不相当と判定される場合があり得るからです。この事は絶対に忘れてはなりません。これに関しては詳しく後述することにしてしまおう。ところで、上記項目の中、移住希望者にとって最っとも一般的に知りたい点は、職種とその資格と経験および語学力の問題だと思います。

(1) 職種

前記しましたように、アン・スポンサード方式移住では、申請者個人の職業的技術があつて初めて移住が可能となるわけですが、技術といっても、一般に考えられる工業技術だけを指してはしません。カナダの「移民規則」には、基本的に具体的な移住職種を明記しておらず、単に受入れを歓迎する人について「教育がある人、訓練された人、現に技能を身につけている人、その他特殊の資格条件がある人。でそのような素養や資格能力があるがゆえにカナダで立派に定着し、やって行ける人」と明記されているのみです。従つて、基本的には、何の職種でなければ移住できないというように狭く限定して考える必要はなく、むしろ、広く、多くの職種に可能性があると考えることが、カナダの移住政策を正しく理解することとなりましょう。しかし、反面、当然のことながら、カナダに不足して、カナダが欲する職種でなければ受入れないというのも、もう一つのカナダの移住政策です。この相反する要因が融合するところにおいて、移住が実現するわけです。実際には、カナダ政府は、ある一定の期間毎にカナダが要求する職種を決定しており、この決定に基づいて、移住申請者は前述の諸要件も考慮して移民官によって審査されるわけです。この要求のある職種がどんなものかは、一般に公開されない性質のものですが、既に移住した日本人の職種は一応の目安となりましょう。主なものを次に掲げます。

ただし、この職種の一覧の中に、自分と同じ職種があるからといって自分も必ず移住できると考えることは早計です。何故ならば、移住適格性の判定は、その申請者個人の有する前掲の各種要件とカナダ国内の要求度合（これは常に変化するものと考えねばなりません）に基づいてなされるからです。同じ職種でも、経験年数が異なっているかも知れません。または申請したと

きカナダ国内にその職種に対し需要がないかも知れません。現に現在、カナダでは単なる一般農場労働者は需要がなくなっています。

このようにいつれの国への移住にも画一的恒常的に考えられない面があるのが常です。カナダ移住を希望される方は申込みには手間も費用も差程かかりませんので気軽に移住申込みをされることをお勧めします。そして、カナダ大使館査証部の審査を受け、判定をしてもらいます。もし、不合格となれば、自分がどのような理由で不合格になったのかを正確に知る事ができるわけです。また一度不合格になった場合でも、その不合格の理由となった要件を充たして、二度でも三度でも適当な時期に再申込みをすることは自由であることを忘れないで下さい。極端な場合、今は、カナダにその職種に対する受入要求がないということでも不合格となっても、3ヶ月後には、その要求が生じることもあり、この場合、改めて申込みをしていけば、合格となることがあるわけです。このように気軽に何度でも移住申込みができ、また期待する結果が得られる可能性があるというところがカナダ移住の一つの特長といえます。

既に移住した日本人の職種例

第1次産業部門

畜産技術者、ガーデナー、獣医、酪農家、農業技師、一般農場労働者

第2次産業部門

機械修理工、機械調節工、機械技師、機械設計士、機械製図工、機械検査員、機械組立工、電気修理工、電気技術者、電気工学技術者、弱電技師、電子工学技師、電子技術者、電子計算機プログラマー、電子計算機製造技術者、音響器設計者、カラーテレビ修理工、ラジオ検査工、フライス盤工、金型工、治具工、大工、治工具設計士、旋盤工、歯車設計士、自動車整備工、自動車製造工、プラスチック工、放射線技師、鉱山コンサルタント、化学プラント建設設計技師、航空機技師、地球物理技師、車両設計、質量分析計器オペレーター、自動車車体設計技師、船舶ディーゼルエンジン修理工、飛行機部品製造工、食品化学士、冷凍機設計士、トレーサー、薬品研究員、化学研究員、配管工、配管材料見積者、原子炉主任技術者、織物技術者、石油化学、土木技師、衛生検査技師、ハムソーセージ工、ライター修理工、建築士、冶金技師、動物標本製作工

第3次産業部門

タイピスト、ホテルクラーク、看護婦、美容師、理容師、保険販売員、広告代理業、会計事務員、秘書、栄養士、キーパンチャー、調理士、洋裁師、教師、精薄児施設指導員、映画カメラマン、写真カメラマン、理髪師、歯科技工士、薬剤師、インテリアデザイナー、細胞遺伝学者、鑑別師、パーケエヂデザイナー

(2) 資格と経験

さて、自分の職種が果してカナダに受け入れられるか否かの次は、カナダでは果して自分の職業に関する資格や経験を認めてくれるかどうかという問題です。「どんな資格やどのような程度の経験が必要なのか」この問題も、実は、職種やその申請者の他の個人的要素やカナダ国内事情などによって異なり、画一的に論ずることは不可能なのが実状です。カナダでは職業によっては、大学卒以上の学歴を要求するもの、高卒程度でも良いもの、あるいはむしろそのような学歴は必要とせず、特定の職業訓練とか経験だけでも充分なものなど多種多様です。また、下記の職業に従事する人は特定の資格を取ったり登録をしたりしないと正式に就業し正当な評価を受けられないのが一般的です。

薬剤師、看護婦、美容師、栄養士、歯科技工士、図書司、検眼士、医師、獣医、教師、歯科医、測量建築その他専門技師など。また、これらの条件は、カナダで統一されておらず、各州によって、異なりますので問題は一層複雑となります。従って、自分の赴く地域の職業事情を良く理解することが肝心です。

このようなカナダの労働条件の中で、移住希望者は移住適格要件として工業技術関係の場合、中学卒または普通高卒であれば、何らかの職業訓練を受けて且つ実務経験が最低3年なければ、審査の対象とはならないと考えられます。既に移住した人々の経験年数は3年～10年と多岐に亘り、学歴も、中卒、高卒、大卒、大学院卒と色々です。実はこの経験年数の資格要件も職種の場合と同様、他の諸々の要件が加味されて審査されます。従って、カナダで余り需要のない同じ職種で同じ年数の実務経験を有する二人の申請者であっても例えば、語学力の差によって一方が合格し、他方が不合格になるケースも考えられるわけです。

(3) 語学力

上記のように語学力の程度も資格審査の重要な要件です。日本語の通用し

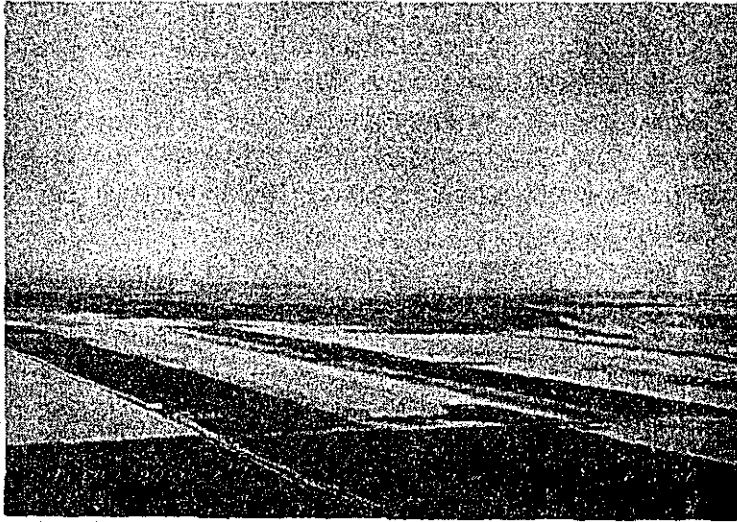
ない且つ事情の異なる社会で生活するわけですので、言葉が大切なことは誰でも納得のいくことです。しかし、納得はしていても以外にこれを実際は軽視し、英語は全然自信がないがどうしても移住したいという方が多いようです。移住申請を語学力の不足という理由で不合格とされたとき、「語学は移住した後、徐々に学んで行くのだから今できなくても良いではないのか」という人がいますが、このような人は残念ながらカナダ移住で語学が大切であることを未だ充分納得していないと考えられます。既に移住した人々の中には、買物から交通事故などの裁判手続の日常生活や求職活動や職場での就業活動など色々な面で語学力の不足を痛感されている人が多いのです。極端に「語学力が弱いので他の労働者と比較して、賃金が不当に低い」と感じている人もあります。

この問題はその人の感情面にも多くのトラブルを生じさせます。例えば、その低賃金が語学不足からくるものではなく、東洋人であるから低いのだと思いを違える場合もありうるわけです。そして「カナダには人種差別がある」と公言してはばからない状況となるわけです。

以上から語学について不安になられる人もいると思いますが、それでは、どの程度の語学力が移住要件として要求されるのでしょうか。一般に程度を「中学卒」「高卒」「大学卒」程度といった風に判定するのが常のようですが、残念ですが同じ「大卒」といっても、語学に強い人と全たく弱い人がいるように、このような基準で定めることはできません。危険を承知で程度を表現すれば「自分の職業について自分の意思を最低必要な程度伝え、且つ相手の意思を誤解なく、最少限必要な程度聞きとれる会話力が最低条件」となりましょう。中卒でもこれができる人もおれば大卒といっても、できない人は多いでしょう。審査では、筆記試験を課するわけではありません。面接（Interview）で移民官と英語で会話することによって判定されます。この際、職種その他の条件によって、要求される程度が違うことを知る必要があります。現に、カナダに就労している日本人の場合、一般に、高水準の技師やタイピスト・セールスマンなどは、仕事上、高度な語学力の必要性を訴えており、この種、職種に対する審査は当然要求程度が高くなります。日系の企業に技能工として移住する場合は、比較的要求程度は低くなりましょう。しかし、いずれの場合も、移住に関する専門家であり、移住者の定着を考へながら判断を下す移民官の審査が最っとも語学力の必要度を正確に判定しているものとなります。

カナダ大使館査証部では、実際に移住を希望する方や果して、自分の職種や経験および語学力などが合格するものであるか否かを完全に知りたい方々は気軽に移住申込みをするよう勧めています。

次の第3部では移住手続と現地到着までの状況を説明します。



アルバータ州農場の雄大さは想像を越える

第3部 移住手続と現地到着

移住する人が最初に要求されるものは「決断力」です。先の説明からお判りのように、頭の中で、移住することができるのかどうか考えているだけでは、前進しません。結局、移住申込みをすることがはっきりとさせる唯一の方法であることを忘れないで下さい。

1. 移住相談と申込

当事業団の各都道府県事務所では、移住相談と申込み方法について指導を行いません。移住相談の結果、いよいよ移住申込みをしたい方は、事務所に備えてある大使館査証部指定の申請書 (Application Form) に英文または仏文で正確に記入のうえ写真を添付して、提出して下さい。申請書の書き方について当団事務所で一応、説明指導しますが、自力で記載作成する能力のある事が原則

です。本人によって作成され当団に提出された申請書は事務所から東京にある当団本部を経由して大使館査証部に提出されます。郵送期間にもよりますが、事務所に提出してから、1週間～10日位の中に査証部に提出されます。

2. 審査から査証付与まで

移住申請書が提出されると、査証部は資格審査を受付順番に従って開始します。この資格審査には書類審査 (Paperscreen) と面接審査 (Interview) があり、書類審査では提出された書類を通して、職業上移住資格があるか否か判定されます。判定資料として追加書類を要求される場合がありますが、このときには迅速に要求された書類を提出して下さい。提出が遅ければ、それだけ審査結果の判るのが長引くこととなります。当団事務所に申込をしてから約1ヵ月前後でこの書類審査の結果が本人宛に直接文書によって通知されます。不合格となった場合には、理由を付して、その旨通知されます。この第一次審査を合格した人には、第二次審査ともいうべき面接の日時が通知されます。

必ず指定された日時に査証部に出頭して下さい。事情によって、指定の日時に出席できない時は必ずできる限り前広に査証部へその旨、連絡し、改めて日時を再指定してもらわねばなりません。

この INTERVIEW は、書類審査の結果がでてから3～4週間後にあります。INTERVIEW では、原則的に、カナダ人移民官と英語 (または仏語) で直接会話を交えます。語学力や人格などを判定するのが、この面接の主目的です。必要であれば、通訳が介入しますが、これは勿論、語学力の判定の上でマイナスとなりますので、通訳がいるから、安心だというような事ではありません。移住の動機や職業に関しては、具体的に明解に述べて下さい。この審査を通過した人にはすぐ「仮合格書」(Provisional approval) と健康診断用紙が発給されます。(この仮合格書は3ヶ月間有効です)

仮合格書を取得した人は当団の事務所にこれを提出して「移住者適格通知書」を発給してもらいます。この通知書を旅券申請の際、提出すると旅券申請料が通常の1/3となります。旅券申請は居住地の都道府県庁を通じて行ないます。申請には、仮合格書や適格通知書以外に戸籍抄本や写真が必要ですが、事業団事務所に相談して下さい。申請から旅券下付まで普通約2週間位かかります。旅券が手に入りましたら、査証部から指定を受けた病院に予約をとって受診し、所定の健康診断書 (胸部レントゲン写真も含む) を作成してもらいます。

注 (1) 所定の健康診断書用紙は仮合格書発給の際、査証部から送付されま

す。受診には写真および旅券が必要です。

(2) また、指定病院一覧表も同時に送付されます。

(3) 健康診断書の記載作成は病院側が行ないます。

(4) 受診料などは病院によって異なりますが5～6千円です。

健康診断書一式は病院から本国厚生省へ直送され、審査されます。その結果が査証部に通知され、適格の場合、査証部より査証下付の内示があります。受診から査証下付の内示まで約1ヵ月～1年半位です。いよいよカナダ査証部の指示に従って、出頭し、最終的に査証を受けとることができるわけです。普通申込みから査証まで早い場合でも3ヶ月半から4ヶ月かかります。査証の有効期間は約6ヶ月ですが、健康診断書の有効期間も、6ヶ月ですから注意して下さい。査証料は日加両国の協定により免除されています。なお、査証の時に天然痘 (Smallpox) 予防接種証明書が必要です。

カナダ大使館査証部の所在地は東京都中央区銀座3丁目10番地7号大生ビル内、Tel (543) 2481です。

3. カナダ移住者トレーニングコースのご案内

海外移住事業団では、横浜にある移住センターにおいて年間5回仮合格書取得者を対象として、渡航後速やかにカナダ社会に適応するようにとの意図のもとに英語力の強化とカナダ事情のオリエンテーションを4週間～5週間の合宿訓練で行なっております。1967年から開始されたこのトレーニングコースもすでに第15回目を迎え、これまでに300名の終了者を送り出しており、これらの人々は、現地で互いに連絡をとりながら、その友情の絆を心の支として頑張っており、このトレーニング中に養われた友情の持つ効果が現地で十分に生かされていることを立証しています。

仮合格書を取得しましたら、渡航までの期間を活用するうえからも、是非申し込まれて受講されるようお勧めします。

経費は無料ですが、食費雑費は徴収します。お申込みは当団各事務所、横浜移住センターおよび本部技術移住課で受付けています。

4. 出発事前準備

(1) 携行すべき証明書類

下記の証明書類は発給者より、英文で発給してもらい、求職活動などに供するため携行すべきです。もし、英文のものが、手に入らなければ、日

本文のものでも良いですから、それに英文の翻訳を付け、当事業団の証明を取り付けることをお勧めします。(翻訳を正確に自分でできない場合などラテン・アメリカ情報社で翻訳業務を行なっています。巻末を参照)

- ア 卒業証明書または修了証明書
- イ 学業成績証明書
- ウ 表彰状, 感謝状
- エ 技能証明書, 専門職業別各種免許資格証明書類
- オ その他, 求職活動上役に立つと思われる証明書類

(2) 携行すべきその他の書類

下記のものゝ翻訳の公証は必要ないですが、英文のものが必要です。また各々の書類についてできる限り多数(20~30部)部数、携行することが望まれます。

ア 職業内容、職歴、習得技術内容などを説明した書類で勤務していた会社、その他の機関から発給してもらったもの。

イ 推薦状

ウ 卒業論文、その他研究論文などの概要

エ 履歴書(Resume)

(注) 職歴、職業内容、習得技術内容などを詳しく書くこと。

(3) 写真や作品の携行

自分の技術内容や程度を視角によって示すことは、有益なアピール手段といえますので、自分の作品や作業状況を撮した写真をできるだけ多く携行すべきです。また、もっとも判断しやすいように、可能な場合、作品そのものを携行することが望ましいです。現に、作品を見せただけで就職できた人もいます。

(4) その他の携行品

ア 技術参考品、職業上必要な工具、計測機器類(カナダの会社では個人持ちの場合が多い)を出来る限り持って行くこと。

イ 必要な身廻り品、日用品は大都市で求められますが、当初の経費節減のために軽いもの(茶、のりなど)また、くさらない物(梅干など)はあっても便利です。また、着物(晴着)はパーティーなどで利用価値があります。

ウ 日本の電気製品を持参しようとする場合には、北米大陸向けに特別に製造され、C.S.A. (CANADIAN STANDARD ASSOCIATION カナ

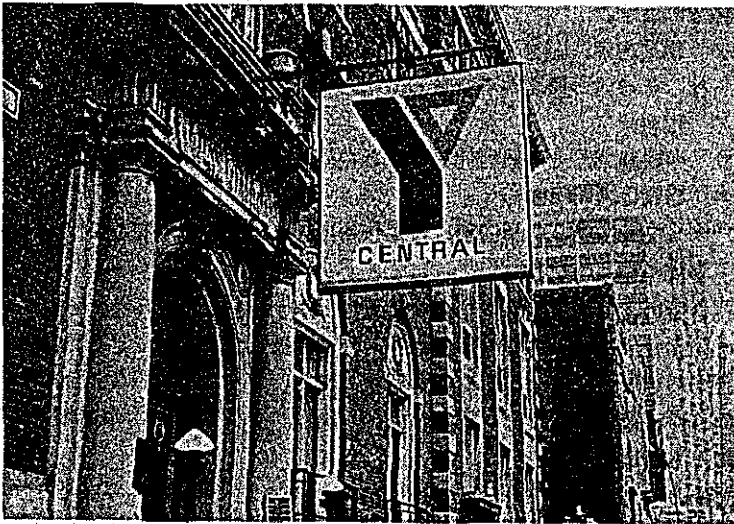
グ規格協会)が、承認した製品を購入する方が有利です。カナダでは一般家庭用電力はほとんど2線単相公称120ボルト60サイクルです。工業用は3相600ボルト。

エ 自動車国際免許証は、カナダの運転免許証を取るまでの短期間は非公式に利用できる場合もありますが携行してきても法的には認められていません。なるべく早く現地の免許を取ることが必要です。

オ 眼鏡は日本で作って予備も含めて携行した方が安くなります。

カ 持込禁止品、制限品については、航空会社、旅行代理店などで充分調査する必要があります。

(5) 疾病の予防と治療は完全に。特に歯の治療は保険の対象になりませんがカナダでは非常に高くなります。



このシグナルのある所がY. M. C. A. のホテルです

5. 渡 航

輸送手段としては、船便と航空便がありますが、ほとんどの人が航空便を利用しているようです。渡航費用は自己負担です。渡航手続は信用のおける渡航代理店などに依頼することが便利でしょう。

(1) 渡航手段

ア 船便例は次のとおり、

Pacific Ocean Line 船 横浜～ヴァンクーヴァー間（ホノルル経由）
所要日数 約12日
船賃 ツーリストクラス 6人部屋 375米ドル
運航 年に3回（2月，6月，8月出航）

イ 航空便例は次のとおり

CANADIAN PACIFIC AIRLINE 羽田～ヴァンクーヴァー間
所要時間 約8時間
航空費 エコノミー・クラス 400米
ドル
運航 毎週4回

現地輸送手段は例えばヴァンクーヴァー～トロント間は航空便で約92米ドル（エコノミー・クラス）で、ヴァンクーヴァーからカナダの主要都市には航空便または鉄道便を利用することになります。日本で通し切符を買い求めることもできます。

（注）上記 C.P.A.L. 社では三和銀行と提携し、移住者のために渡航費貸付制度を設けていますので、これを利用しますと、わずかの頭金を支払うだけで渡航できます。借入金は渡加後、就職して、毎月割賦返済すれば良いのです。

(2) 携行資金と送金

どの位の資金を携行すべきかは色々な状況によって人それぞれ異なりますが、移住した人達は次の程度が妥当と考えているようです。

単身の場合	最低	400～500ドル
夫婦の場合	//	700～1,000ドル
子供が1人いる場合	//	1,500～2,000ドル

一般に多額の方が安心できるわけですが、この安心感のために求職活動に熱意が不足し、就職が長引くなど悪い結果を招くことも注意しなければなりません。通常2～3ヶ月の生活資金を携行すべきです。

ところで、資金を携行する場合、日本円の持出しは一人当たり、20,000円と規定されていますので米貨ドルに交換し、米貨ドルで携行しなければなりません。この外貨交換は、単身移住者でも、家族移住者の場合でも、10,000米貨ドル以内であれば、市中の外国為替取扱公認銀行で承認を取付ければよいわけです。そのためには、銀行に納税証明書やその他の証憑書類を提出する必要が生じる場合もありますから良く銀行の係りに相談し

て下さい。10,000米貨ドルを超えた場合、先づ、日銀より特別許可書と取り付け、その上で市中銀行で交換することとなります。日銀の特別許可取得には、パスポートや納税証明書その他の証憑書類を必要としますので、日銀の外国送金係によく照会して下さい。

また、移住時に携行せず、後日、家族の人などから送金を受ける場合もあると思いますが、額によっては、日銀の特別許可を必要とし、そのために送金を受ける人が移住時どれ位の米貨ドルを携行したのかを当海外移住事業団が把握し、日銀に然るべき証明書を提出する必要があります。従って、移住する時の外貨交換額を当団に通知しておく必要がありますので、渡航以前は当団事務所と良く連絡を保つことが望しいわけです。

なお、カナダから日本への送金額には制限がないのが普通です。カナダの銀行または信託会社に手続相談して下さい。また、日本にいる親族の生活援助送金の場合、送金額を記した受領書をもらい、所得税の査定のために保管しておいて下さい。

(3) 荷 物

航空機利用の場合、エコノミークラスでは1人当たり20kgまで無料です。船便で渡航する場合、大人1人当たり、40歳(1歳=1立方尺)まで無料です。航空機で渡航し、荷物を船便で別送する場合がありますが、事前によく取扱い業者に相談して下さい。(カナダ国内の航空機の荷物運賃は重量制でなく、体積制をとっています)

(4) 渡航時期と入国地域

ヴァンクーヴァーを除き、他の地域に赴く人は冬期(12月～3月)の間はなるべく避ける方が就職や住居の選定上有利です。また、事務系やセールスサービス業の移住者の人はカナダの学校が夏休みとなる時期は避けた方が良いでしょう。学生のアルバイトで労働供給度が高くなり求職上、不利となることがあります。セントローレンス河は冬期凍結し、不通となりますので東部地方へ移住する人は注意して下さい。

ところで、カナダ国ではカナダへ移住者として入国する人に対し、その最初の入国地を下記のいづれかに指定し、義務付けしていますので注意して下さい。指定された場所以外を經由して入国しますと入国を禁じられることもありますし、また、実際に、就職が難しい場合があります。カナダは、その移住者が最っとも定着しやすい地区を選定し、指示しているわけです。

Dorval, St. John's (Newfoundland), Gander
Halifax, St. John (New Baunswick), Victoria
Malton, Sydney (Nova Scotia)
Montreal, Toronto
Quebec, Vancouver

6. 現地到着

日本人移住者がもっとも多く定着しているトロント市の場合を中心に現地到着後の情景を説明します。他の主要都市もほぼ同様と考えて良いでしょう。

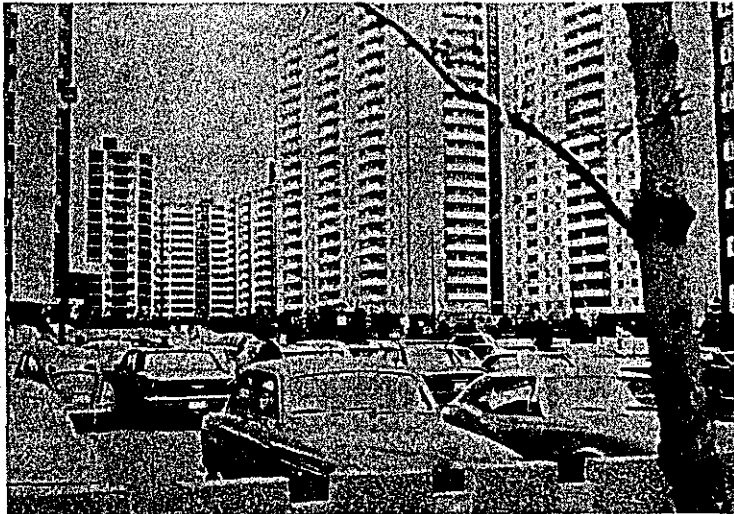
(1) トロント空港にて

ア 入国検査や税関検査の手続きを行いません。旅券など入国に必要な重要書類は絶対に紛失などしないよう常に保管に注意して下さい。

イ 米貨ドルおよび旅行小切手のカナダドルへの両替は、空港ビル、ホテル、銀行などでできます。(少し損をしますが、米貨ドルでもそのまま使用できます)

ウ 空港一階ロビーには主要ホテル直通の無料電話の設備があります。

エ 空港からトロント市中心街まで空港バスがあり、所要時間は25分～30分で15分毎に運転されます。料金は1人1ドル75セント。リムジンは中



トロント市内のアパート群

心街まで20分～30分で料金は荷物料金を含め約7ドル25セント位。普通のタクシーはトランク1個につき25セント余分に請求されます。

(注) 1. ヴァンクーヴァーの場合、空港から中心街まで約35分でバスは1ドル75セント、タクシーは5ドル位

2. モントリオールの場合、空港から中心街まで約20分でバスは1ドル75セント、タクシーは6ドル50セント位

(2) ホテル

日本出発前からカナダの知人などによって予め到着先の準備ができているときは問題ないですが、もしなければ、当然到着後、短期間ホテルなどに到着することになります。別掲の「ホテル宿泊所一覧表(トロント)」を参考にして下さい。この他にも小さいホテルはたくさんあり、大抵のホテルは余程のことがない限り予約なしで行っても泊れます。

(3) 住居

就職が決まるまで、ホテルを利用していると非常に経費が高くなりますから、早く仕事を見つけ、定着先を定め、住居を探すことが肝心です。

ア 住居の探し方

(ア) 新聞の広告欄に毎日相当数の貸部屋がありますから電話して確かめ直ぐ見に行きよく条件を聞いてから決めて下さい。

主要新聞

GLOBE and MAIL	朝刊
TORONTO DAILY STAR	夕刊
TELEGRAM	夕刊

(イ) また街を実際に歩いていると貸間や貸家の表示を次のような文句で家の通りに面したところにはり付けてあります。

Room for Rent, Room to let
Apartment for Rent, Apartment to let
Flat for Rent, Flat to let

(注) カナダでは Apartment とは一棟の「アパート」建築内の一区画をさし、Flat は通常、家主が改築した一連の部屋をいいます。

Room は一般民家の一部屋です。

(ウ) なかなか自分で探せないときには、トロント日系市民協会移住委員会の住宅部に連絡して下さい。

住宅部長 野田保一郎氏 TEL. 461-1920

164 Cambridge Av. Toronto. 6, Ontario.

イ 住宅賃貸借契約上の注意

(ア) Apartment や Flat の場合、大抵、1～3年のリース(契約期間)があり、1ヵ月～2ヵ月分は前払いで、また、契約期間満了前に転居する場合、残りの何ヵ月分の家賃を支払わねばならないのが普通です。よく確かめて下さい。下町では、このリースがない場合もあります。

(イ) 光熱暖房費は大抵レンタル料金に含まれますが、電話や電気料金または駐車場料金は別です。これも確かめねばなりません。

(ウ) 敷金 (Security deposit) は、賃貸借期間中における損害賠償のため普通 150 ドル位請求されます。従って、アパートの場合 1ヵ月の先払いとこの Deposit を考えると入居当初 300 ドル位かかるわけです。

(エ) 子供や愛玩動物に関する事項および賃借人の責任事項を良くチェックし、契約書にサインすること。

(注) 家主や同居人と住居のトラブルで悩む移住者の人も少なくありません。

(オ) 貸部屋貸アパート一覧表

貸部屋・貸アパート一覧表

1969年10月末現在

種 類	備 考	週料金	月料金
Room for Rent 独身用 1部屋、風呂、便所共用	Furnished (食事は含 ず、外食の要あり)	12-18	
Room for Rent with Kitchen 1部屋、台所、 風呂、便所共用	Furnished (自炊可能)	15-20	
Room and Board 1部 屋風呂、便所共用	Furnished (食事付2又 は3食)	20-23	
Flat for Rent 1寝室+小 部屋+台所+風呂、便所	Furnished	23-30	
Flat for Rent 2寝室+小 部屋+台所+風呂、便所	furnished	25-35	
Flat for Rent 2寝室+小 部屋+台所+風呂、便所	Unfurnished (この方が 多い)	25-35	
House for Rent 2寝室3+ 居間+台所+風呂、便所 +地下室	Unfurnished		150-235

Apartment 1部屋+台所 +風呂, 便所	Unfurnished	130—150
Apartment bedroom 寝室1+居間+台所+風 呂, 便所	Unfurnished	140—170
Apartment (2bedroom) 寝室2+居間+台所+風 呂, 便所	Unfurnished	160—220

- (注) 1. Furnished の場合、ベッド、タンス、机等がついていてシーツは毎週取りか
えます。
2. アパートで furnished であれば unfurnished の場合よりも30—60ドル割高
となります。
3. アパートでは地域に提供されるサービス、市街地との距離、交通手段、道路網
などによって賃借料の相違があります。
従って、市の郊外と市街地とは当然違いがあり、独身用ベッドルームで10—15
ドル(月額)の違いは普通。
4. 下宿の場合斯つき部屋は独身者や若夫婦の場合、たいていの場所で1週間22ル
ド～28ドル(平均25ドル)で見つけられます。
所が見つからない場合は、軽易な台所つき(多くは、台所、バスルームなどの共同使
用)で1週間12ドルから17ドル(平均15ドル)位である。下宿は1～2週間契約
が一般的です。
5. 子供のいる家族の場合、独身者などに比して住居を探すのがやや骨です。貸家
は一般に少なく、メトロ地区では1ヵ月130～450ドル(平均240ドル)位。郊外
はこれより安いです。地方新聞や、不動産業者や移民事務所(Man power)を
通して探すこととなります。

(4) 到着当初の必要な手続

ア 移民局

カナダへ到着したら、移民局へ通知し、Social Insurance NUMBER (社



ヴァンクーバ空港の入管手続風景

会保険登録)を必ず受けて下さい。この手続がないと就職できません。

イ 在加日本領事館

日本を出国する時に交付された在留届を出来るだけ早く管轄の(総)領事館に提出して下さい。また、この用紙は(総)領事館にも備付けてあります。

ウ 海外移住事業団トロント駐在員事務所

トロント地区へ移住される方は、何かの型でこの事務所と面識をもつことが便利です。この事務所では、新移住者の方々の生活その他の相談を受け、適切な Advise を与えています。また、これから移住しようとする人々のためにカナダの情報をキャッチして、日本に送っております。先輩移住者の方々は後輩のためにも、当事務所にできるだけ多くの具体的な情報を知らせて欲しいと思います。

第4部 カナダ生活

無事カナダに入国するとすぐ第二の祖国は移住者の力を試し始め、また、カナダがどんな国であるかを実際に教えてくれます。

1. 就 職

カナダに到着して、最初の大きな関門はこの就職問題です。カナダ移住を希望された方は、この就職の時点において、自分が移住申込みをしたとき抱いたカナダ移住についての正しい認識をここで思い出さねばなりません。カナダは、渡航前に就職先が決まっていることを移住資格の必須条件とはしておらず、その職業と経歴によって、到着後、自分が求職活動をし、定着する能力資格のある人を求めているわけです。これがアンsponsor方式移住の大原則であったわけです。

カナダ国内には、350以上のマンパワー事務所があり、ここで専門の移民担当官が相談のり、適当な就職先を紹介しています。また、新聞の広告や有料の民間の職業あっせん所(所在は電話帳にある)もあります。しかし、やはり、一番肝心なのは、これらの紹介機関などに全面的に頼るのではなく先輩移住者がいうように「何十という会社でも、自分の足で駆けめぐって、求職活動する」心構えがなくてはなりません。特に経済界の不況によって労働市場が圧迫を受けている時期には、状勢を切り開いて行くには自分の努力が第一です。あるマン・パワーセンターの係官は「このセンターへ求職に来

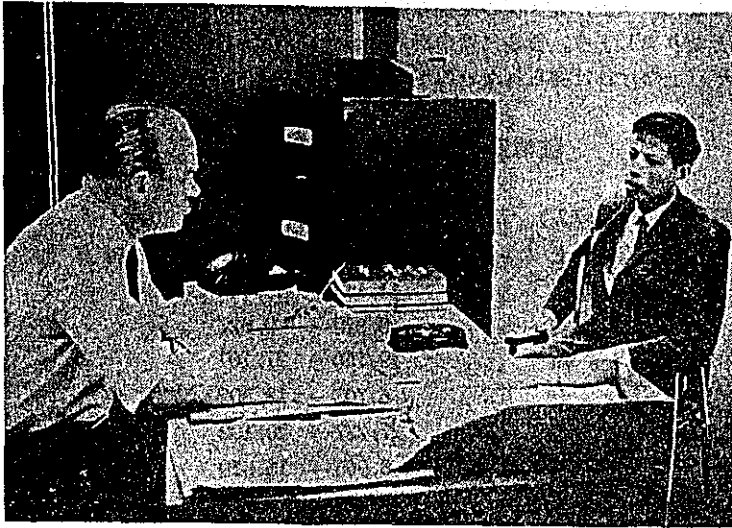
る人々の中には、創意とやる気が乏しく、ただ漫然とやってくる者がいる。私なら自分でもっと積極的に職探しに歩くのに」という。ほぼ一回の相談時間が1人当たり平均20分ですので、係員としても、求職者に就職口を紹介してやるのが精一杯のようです。ここでは、くれぐれも自分で探す心構えが必要なことを強調しておきます。

求職活動中、新移住者が留意すべき主な事項を次に列記します。

- (1) カナダの労働事情を把握する意味で移民局に照会すること。
- (2) できる限り、移民局に照会し、自分が労働組合や専門職協会の統制する分野の技能工や専門家として雇われようとする場合、自分の持っている資格がそのまま認められるかどうか確かめておく。
- (3) 当初、自分の希望する職を発見できないときは、たとえそれが臨時の仕事でもとり合えず就職できるものなら、就職しておく方が良い。

一般に「カナダにおける経験」を積むためには、自分の資格が通常あてはまるべき地位よりも多少低くとも、それを選ぶという考え方が必要。

- (4) カナダでは年功序列というほどではないが先任制 (Seniority) をとっており、先任者が優先されるのが普通。一時解雇や再雇用、進級や休暇の選択には入社時の古い人の方が優遇されます。
- (5) 手紙や電話による求職は余り良い成果を期待できない。
- (6) 面接の結果が文書できて、その内容が「当社のリストに貴殿を登録し…」云々とあるのは、一応、ていねいな絶り状と思わねばなりません。
- (7) 面接日の予約がとれたら、当日には、指定時刻に遅刻せぬこと。
- (8) 面接にあたっては次のことに気を付けること。
 - ア 面接は応募者の適格性を示す機会であるから Resume (履歴書) をたとえ以前に送っていても、当日、持参すること。
 - イ 服装は小ザッパリと。タバコは許可なく喫うな。
 - ウ 面接官に会話を先導させ、仕事に関する説明を慎重に傾聴せよ。
 - エ 先方の質問に対しては要点よく即座に答えること。
 - オ 給料や待遇などを尋ねる前に、仕事の内容や自分の抱負や適格性を強調せよ。
 - カ 面接を長引かせるな
 - キ ゆったりした態度で、微笑を湛えよ。
 - ク 日本から携行した証明書類など (教育、就業経歴、熟練度、訓練、資格免許に関する) を必ず携行せよ。



マン・パワーセンターで求職活動中の新移民者

2. 賃金と労働事情

(1) 賃金

カナダの最低賃金は各州によって実施され、ほとんどの産業部門がその対象となっています。しかし、カナダの労働者たちは最低賃金より遙かに高い賃金をもらっている。カナダ新移民者の賃金は、各人の職種、経歴、資格、語学力その他諸々の要件によって異なります。オンタリオ州政府で調査したところによると移住して6ヵ月になると金銭的に困っている例は極めて少ない。同調査では1969年度の新移民者の年間収入状況を、35%はC\$2,400からC\$4,800、46%はC\$5,000からC\$8,400、19%はC\$8,400以上となっています。日本の新移民者は初任給、月額300~650円で、400ドル前後が最っとも多いようです。(その後、昇給は人によって程度が違いますが、実力が認められ、一気に2倍となる人もいます。)次の主要産業別平均賃金表に照らし合わせると日本人移住者は、定着初期においてほぼ平均的給料を得ていることがわかります。

鉱業	平均週給	137.44ドル
製造業		110.97ドル
建設業		142.81ドル

(1970/3 オンタリオ州政府)

また、次表はカナダの主要な職種の平均給料を示しており、有益な資料となりましょう。賃金には巾がありますが、高い賃金はカナダの経験を数年以上なければ得られないのが一般的です。

職種別平均賃金一覧表

専門職（年間収入）

建築士	\$ 7,227— \$ 20,010
会計監査主任	11,114— 19,045
商業芸術家	5,322— 9,627
医師	19,150— 27,107
経済士	6,705— 19,802
技師	7,227— 20,102
森林技師	6,966— 16,619
地理学者	9,888— 14,793
図書館吏	6,705— 12,562
看護婦	4,800— 12,000
社会事業家	6,000— 12,500
教師	4,800— 13,800
設計士	5,531— 9,627
研究技能者（工学）	6,261— 10,406
物理療法士	6,600— 7,500
X線技士	4,670— 6,927

製造工業等熟練工（時間給）

組立工	\$ 2.75— \$ 4.25
自動オペレーター	2.50— 4.50
建具士	2.00— 4.00
機械据付工	2.75— 3.50
電気修理工	3.43— 4.45
機械修理工	2.75— 3.75
炭鉱夫	2.65— 2.95
板金工	2.50— 3.10
織維工	1.75— 2.75

冶 工 具 工	3.00—	4.50
旋 盤 工	2.50—	3.50
熔 接 工	3.43—	3.78
自 動 車 整 備 工	3.78—	4.11
製 本 工	3.23—	4.11
冷 凍 機 機 械 工	3.30—	3.95
プ レ ス 工	3.23—	3.78
電 子 技 能 者	3.36—	3.95
ラ ジ オ ・ テ レ ビ 修 理 工	3.11—	3.64
レ ン ガ 職 人	3.11—	3.64
大 工	3.11—	3.64
電 気 工	3.23—	3.78
塗 装 工	3.06—	3.95
鉛 管 工	3.43—	4.45

事務系 (週給)

ステノグラファー	\$ 71.50—	\$ 128.50
タイピスト	66.00—	105.50
ファイル・クラーク	63.00—	105.50
コンピューターオペレーター	93.50—	182.50
キーパンチャー	63.00—	133.50
プログラマー	114.75—	233.75
秘書	71.50—	140.00
コンピューター技術者	129.50—	206.00

そ の 他

図 書 館 員	\$ 66.50—	\$ 146.00
写 真 家	114.00—	162.00
パ ン 製 造 工	87.20—	117.20
肉 屋	106.40—	128.40
コ ッ ク	87.20—	128.40
美 容 師	82.40—	107.60
理 髪 師	102.00—	112.80

一般に、新移住者の初任給は、同程度の学歴や経験をもつカナダ人と比較して70～80%程度にとどまります。また、経験年数の多い（例えば10～20年）技術移住者はそれに応じて収入が多くなるわけでないで、カナダ人との差は大きくなるばかりです。逆に年の若い人は、カナダ人との開きが少なくなる将来性があるわけです。経験年数が3～7年位が適當のようです。カナダ人とのこの相違について不満を訴える新移住者がいますが、日本人移住者の場合、語学力のハンディキャップを忘れてはなりません。特に、専門的な高度の技術者は、職務上、語学力が重大な評価対象要素となるわけです。

(2) 労働事情

カナダ移民省の調査では産業別地域別平均週間労働時間は次のとおりです。

鉱業	42.4時間	大西洋沿岸諸州	40.8時間
製造業	40.5時間	ケベック州	41.4
建築業	39.4時間	オンタリオ州	40.5
		平原三州	39.7
		B.C.州	38.2

また、大部分の州では、週5日、40時間制を採用しています。有給年次休暇は連邦政府事業に適用される連邦の法律および各州の法令に規定されていて、ある州法では、勤務期間1年を過ぎた者に対して1週間の有給休暇を与えており、中にはそれが2週間のところもあります。

各州の「平等給与法」では男女の差別を賃金支払において行なっていないことを、また「公正雇用法」では、雇主が従業員を雇う場合、また、組合員を受入れる場合、人種、宗教、国籍などを理由にして差別してはならないとしています。女性やアジア人のチャンスはこのように法的にも保護されているわけです。

「工業法」は従業員の安全と健康を確保するために事業所が守るべき基準を規定し、この法律の施行を確保するために検査規程をもうけています。

勤労者の労働組合加入権や組合の団交権も法律によって保護されており、組合と雇主との間で締結された団体協約には、健康保険、年金、生命保険制度などの恩典について規定されています。

職業の中には例えば石版工や製本工のように熟練工ユニオンシップ協定で雇主は自分の欲する者を雇うことができるが、新従業員は就業後、

特定の期間内に公認の組合に加入することを要求されるものもあります。また、公共サービス関係の職域には、カナダ市民権がないと従事できない職種もあります。高年齢層の求職は若年層労働者と競合して就職機会が不利であるのは他の工業国諸国と同じです。しかし連邦政府では職場紹介に当って雇用主側に高年齢層の有利性を知らせよう努力しています。

3. 教育および訓練

(1) 管理と運営資金

カナダでは教育および訓練については、各州の自治に任せています。そこで各州は、法律によって教育と訓練に関して一般的規制をし、初等、中等学校の実際の運営は地方選出の教育委員会の責任としています。そしてその財源の大部分は、地方財産税と地方政府の交付金によって賄われています。私立学校の場合は、州の設置した基準に合致しなければなりませんし一般に公庫より補助金が交付されません。職業学校や訓練所は州の交付金と連邦政府の補助金によって賄われます。見習訓練は州政府が規制しています。大学は連邦および州政府から補助金を受け、その他授業料、寄付などによって賄われます。

(2) 学校制度

オンタリオ州その他いくつかの州では義務教育は16歳までとなっています。また、15歳の州もあります。初等学校へは普通6歳で通い始め、オンタリオなど大抵の州では初等8学年修学し、13歳～14歳で終了します。幼稚園は4歳～5歳でクラスがあります。中等学校は4年または5年の両方があり、13歳または14歳から18歳までの生徒です。中等学校では一般教養の他、大学および教師育成教育または職業訓練教育を目的とした専門学校へ入学するための課程を教えています。総合大学は全国で約40校あり、さらに300の学位を付与する単科大学があつて総合大学に結び付いています。

学士号を得るには、3年または4年の学習を必要とし、修士は通常学士取得後2年の修学が必要であり、博士号は、さらに2年の修学と筆記ならびに口頭試問が行なわれた上で与えられます。

カナダにある職業訓練は、各州の特殊な要求に応じて独得の方法や基準をもっています。一般に、この訓練課程は(1)中等学校課程、(2)中等学校卒業課程それに(3)一般産業課程に分かれます。

中等学校課程は、職業の目的に関する科目や中等学校の一般科目を教え中等学校に匹敵するもので、中等学校卒業証明書が取得できます。期間は2～4年です。通常技術者訓練と呼ばれる中等学校卒業レベルの訓練教育は各州にある技術施設で行なわれます。ここでは技術面の科目が教授されるが一般の単科大学よりも範囲は狭い。この課程の卒業者は、免許状または卒業証明書が与えられ、中等学校卒業後2～3年の経験を必要とする職業の分野へ進出できます。一般産業課程は、正規の学校を卒業した若者に対して商工業関係の予備的職業訓練を与えたり、現在、職業に就いている人の格上げを目的として実施されます。期間は、科目や州の事情により6カ月～2ケ年に及んでいます。これらは普通、パートタイムの夜間学級や通信講座によって提供されます。

(3) 見習制度

熟練工の需要度が高く、これらを訓練して育成することは重要性を増しています。見習訓練は実際の職場上の経験を教室に結びつける教育方法で、見習期間は大抵4年ですが、職業や州の事情によって2～5年のものもあります。現在、公認を受けた熟練工の大半がこの伝統的な見習制度を受けた者です。次のような職業がこの見習制度によって熟練工として各州によって規制されているようです。自動車修理業、理髪業、電気建設業、美容業、鉛管業および溶接業。

従って移住者の場合、見習いおよび経験の年数を示した英文（仏文）翻訳書類を持参すべきです。

(4) 成人教育と語学講座

学校を卒業した成人に対して成人教育があり、中等学校で夜間、一般科目や技術科目について授業が行われます。又大学の学部では、夜間学級を特定の科目に関し開講しますし、通信講座やサマースクールコースもあります。又、公的、私的のその他の機関が職業に関する訓練を施しています。学校に問い合わせれば詳細が判ります。

移住者にとって、語学は悩みの種となりますが Manpower Centre で実施している夜間の英語学校を活用している人が多くいます。申込みをすると一定の審査を受け入学が許可されます。又 centre は職業講座も開いています。

(5) 移住者の教育対策

カナダに移住した日本人の多くのが、英語の厚い壁に悩んでいることは

事実です。しかしこれは日本人移住者だけの話ではなく、英語、仏語を話さない国から来る他の移住者にも共通した悩みです。

移住者子弟の教育も、語学の関連から悩みとなります。カナダ市民の子弟と同一の学校に通うことになるからです。新移住者の子弟の場合、その母国における新育程度、年齢などを勘案して適当な学年に編入されます。編入に際しては、語学力の能力の低さから母国の学年より1～2年下級に編入させることが子供の負担を軽減するように考えられますが、例えば日本の高校2～3年の英語教科書がカナダの小学校4～5年程度である実情からすれば、母国と同学年でも2～3学年下級でも負担には変りがないようです。普通転学2年目後半からは授業が理解できるので、若し学校側が許せば出来る限り高学年に編入させて貰えば有利と思います。

一般に幼稚園児は約3ヶ月で友達や教師と語る力を持つようになり、10才以前の子供は通常の授業についていけるまでには1年又はそれ以上の英語勉強が必要のようです。

しかし、困難はあっても、適切な勉強のチャンスを与えられ、努力すれば移住者の子弟はやがて学力全般について、カナダの子弟と比して決して劣らなくなるでしょう。ある東洋の新移住者の生徒は中等学校で移住後8ヶ月間集約的に英語を勉強した結果、クラスをリードする成績を挙げるようになったという事例はこれを実証しています。

なお、最近とみにカナダ日系人の間で、日本語教育に対する要望が高まり除々にトロントを中心にカナダ日系人社会と在加日本公館の援助指導で日系人経営の日本語学校が設けられています。現在、全国で14校あり、その生徒数は840名で子弟のみならず夜間部を設け成人も入学しており今後の発展が期待されます。

4. 社会保障制度

カナダでは国民の生活保障の要求に応じる各種の組織や計画が利用されています。その中には地方的なものから国家的なもの、またあるものは篤志家によるもの、他は公の機関によるもの等が含まれます。しかしこれらの社会福祉制度はカナダの特殊状況において発生をみたものです。日本移住者は日本の保障制度と、全く同じものをカナダで期待してはいけません。

(1) 医療保険（病院と医療の保険）

ア 入国直後から4ヶ月間の保険

Hospital Medical Care (医療, 病院両方に有効)

掛け金(単身…35ドル
(1回)家族…85ドル

イ 入国直後から3ヶ月の保険

Ontario Blue Cross

(ア) 病院入院用

掛 金(単身…17.43ドル
(1回)家族…34.86ドル

1日当り35ドルまで保証

イ 病院内の医師用

掛 金(単身…7.50ドル
(1回)家族…22.90ドル

(ウ) 入国後加入して第4ヶ月目から発効する保険

(ア) Ontario Hospital Insurance plan (病院用保険)

掛 金(単身…66ドル
(年間)家族…132ドル

※15人以上の使用人の居る会社では強制加入の要あり。

※加入者には公立病院の入室料, 食費, その他看護料が支払われる。

※移住者は, 早目に個人で加入し会社に就職したら, 会社扱いに変更してもらいます。本制度は掛金の支払から第3ヶ月目の初日までは発効されないので注意のこと。

(イ) Ontario Health Service Insurance plan (医者保険)

掛 金 { 単身…………… 70.80ドル
(年間) { 2人家族…141.60ドル
 { 3人家族…177ドル

この保険で, 医師のすべてのサービス(家庭, 事務所, 病院における医療)を受けることができる。除外項目は歯科治療, 薬品, 眼科, 病院外の物理療法と看護, ならびに救求車のサービスです。

(2) 失業保険

カナダでは失業率は3~8%位で季節的失業もあるところから失業保険制度が整備されています。失業したカナダ労働者は求職期間中, その恩恵を受けます。

家庭働き(女中など)や本採用の公務員, 病院勤務者などの若干の職種

を除き、すべての使用人は失業したら失業保険を支給されます。ただし、次の点に注意して下さい。

- ① 給与が年間、7,800ドル以上のサラリーマンは適用されません。
- ② 6ヶ月以上の保険料を納付していなければなりません。且つ適当な仕事に就く準備ができてなければなりません。
- ③ 保険金受領の資格は失職後1週間の待機期間が必要です。

なお、保険金、保険料、所得の関係は次の一例により大略が判ります。

給料 (週)	保険料 (週)	保険金 (週)	
		単身	家族
C\$ 20—C\$ 29.99	C\$ 0.20	C\$ 13	C\$ 17
C\$ 50—C\$ 59.99	C\$ 0.65	C\$ 22	C\$ 29

(3) 労働者災害補償

労働者が勤務中、または、勤務に基因する事故によって負傷した場合の入院と加療の経費と補償について、労働者災害補償法は規定しています。収入がなくなったことに対する補償は収入の75%まで（年間収入7,000ドルが最高限度）支給されます。永久不具になった場合の支払い、葬儀費、寡婦、被扶養子供に対する年金等も支給されます。

掛金を使用人は、支払う必要がありません。

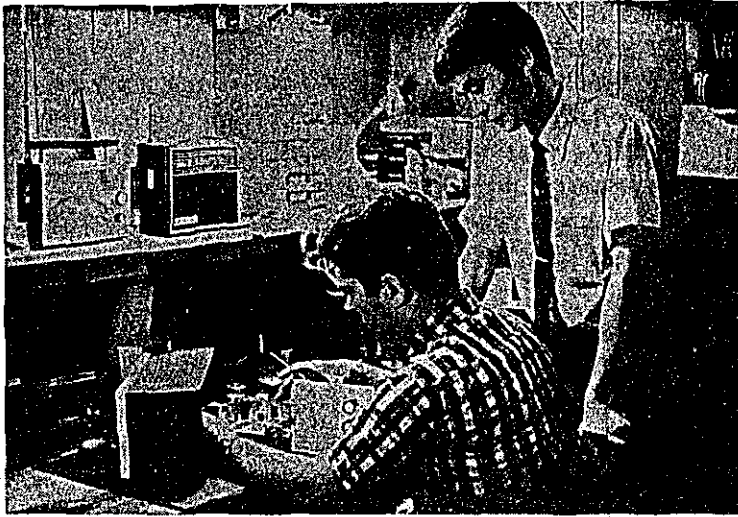
(4) カナダ年金計画

この制度は、現在働いている人々にその退職後の年金を拠出制によって積立てさせようという計画です。この年金には退職年金など6種のものがあります。拠出額は、収入高に応じていて、年収600ドル～5,200ドルの人はその収入の1.8%を拠出し、雇主も同額を拠出します。収入が5,200ドルを超える場合拠出の最高額は82ドル80セントです。この年金は勤務先を変えても、カナダを離れても受領の権利があります。

(5) 家族手当その他の福祉制度

カナダ生れの子供、カナダに1年以上在住した移住者の子供は全部連邦政府から家族手当が貰えます。受給資格は16才未満で親に扶養されている子供で金額は、10才未満で毎月6ドル、10才～15才で8ドルで、小切手で支給されます。

その他、家族扶助料は、移住後1カ年、家族に上記のような子供がいる場合、同じ基準で支給されます。この他「少年手当」「一般扶助料」「家族支給金」「老令年金」など福祉制度は整備されています。



外国人を指導する日本人技術移住者

5. 生計と物価料金

(1) 1969年4月1日現在の調査によると文化的な生活を営むトロント一般市民の資金用途状況は下記のとおりです。生活所要額は、個人の生活に対する考え方や生活の仕方によって差位がありますが一応の目安となりましょう。新移住者の場合、生活をできるだけ切詰めますからこの表に比して一寸支出額は少なくなるでしょう。現に月額100ドル前後でも生活している人もあることから考えると調査対象となった市民は生活費の占めるパーセント以上高い生活水準を保っていると考えられます。

ただ、一般に税金が高いとの苦情は新移住者から聞かれます。

純所得	食費	被服費	住居費	交通費	その他	保険料	貯蓄
C\$	C\$	C\$	C\$	C\$	C\$	C\$	C\$
5,000	1,600	570	1,420	560	590	130	130
6,000	1,660	680	1,160	760	910	160	220
7,000	1,740	780	1,820	820	1,210	190	370
10,000	1,925	1,075	2,620	1,040	2,000	380	780

(注) 1. 数字は年間額

2. 「その他」には連邦政府や州政府の各種税金が含まれます。

(2) 物価や費用

ア 平均的な小売価格

(ア) 食 物

バター	68—79¢(ポンド)	コーヒー	69—114¢(ポンド)
ミルク	33¢(1/4ガロン)	ローストビーフ	81—115¢(ポンド)
ベーコン	75—82¢(ポンド)	ステーキ	89—114¢(ポンド)
パン	21—28¢(オンス)	卵	45—55¢(並, 1ダース)
砂糖	50—52¢(5ポンド)	小麦粉	63—68¢(7ポンド)
鶏肉	39—55¢(ポンド)		

(イ) 衣 服

男子背広上下	C\$ 90—125	ナイロン靴下	0.5—1
男子レインコート	30—40	婦人オーバー	75—125
婦人スーツ	15—25	靴	25—35
婦人ドレス	45—65	子供用雪靴	6—15
婦人用靴	15—25		

(ウ) 家具類

白黒テレビ (23")	C\$ 249—269	ベ ッ ド	59—79
カラーテレビ (22")	700—900	ソファベッド	175—199
自動洗濯機	249—299	ベッドルーム装置 (3品)	249—349
// ドライヤー	179—199	食卓ロット	89—149
冷蔵庫	279—299	小児用ベッド	29—39
電気ストーブ	189—239	暖炉用ラジオ	59—79

イ 公共料金, その他

(ア) 生命保険料

(例) 30才の男子で保険金10,000ドルの保険料年額 C\$ 43—50
(10年満期)

(イ) 自動車保険料

(例) 25才以上の既婚の男子で保険金100,000ドルの保険料年間 C\$ 117 (3年間無事故の場合)

(ウ) 公共料金など

- 電気代 (アパートの場合) 平均月 6—8 ドル
- // (家屋の場合) 8—14ドル
- ガ ス 平均月 4—6 ドル (暖房を含むと18—25ドル)
- 水 道 (使用施設によるが) 月 2.25—3 ドル

- ・バス 遠距離バスの場合 25マイルにつき、2ドル メトロ・トロントの市内は4枚入 1ドル
- ・汽車 例えば トロント—モントリオール間約5時間の旅行で9—13ドル
- ・飛行機

トロント—ヴァンクーバー	4時間40分	C\$ 240
トロント—ニューヨーク	1時間20分	C\$ 60
トロント—モントリオール	1時間10分	C\$ 50
トロント—英国ロンドン	7時間	C\$ 574

※冬期など旅客の少ない時期は料金も安くなる。
- ・電話料 カナダ家庭の90%は1個以上の電話を備えている。
基本料金月4.50ドル—7ドル
- ・郵便 ハガキ1枚6セント、手紙(国内は)初めの1オンスは6セント 航空便は、はじめの1/2オンスが英国までが15セント、日本までが25セント
- ・新聞代 市内で1部平均10セント(毎日40—70頁ある)

(エ) 娯楽, その他

- ・訓練コース(中等学校, 大学で行ない各種の学位を付与する)の手数料 10ドル—100ドル
- ・映画観覧料 1.50ドル—2.50ドル
- ・演劇 〃 4.50ドル—6.50ドル
- ・図書館の年間入館料 10セント—1ドル
- ・ゴルフ 会員費(シーズン毎) 50ドルから数百ドル
- ・キャンプ場 1日の使用料 2.50ドル
- ・魚釣りのライセンス オンタリオ州の例で州内居住者年間 3ドル 州外居住者 8ドル
- ・自動車(新車) 2,300ドル以上
- ・ガソリン 1ガロン平均 50セント
- ・運転免許証 6ドル(3年毎に更新)

6. 市民権 結婚, 徴兵制度など

カナダ市民権法は、カナダで市民権を得るための条件と手続を定めています。主要条件は、年令21才以上在加5年以上の永住権取得者で英仏のうちいづれかの公用語を話すことなどです。永住権と市民権は別です。市民権を取りま

す。選挙権破選挙権などの公民権が付与されますが、実生活の上で、市民権がなくても移住者の人々は支障ないようです。ただ、州によって、市民権をもっていないと就けない職業もあります。市民権申請は居住地の裁判所宛に行ないます。

カナダでの結婚に関する規定は、各州でまちまちです。オンタリオ州のように民事上の手続きで婚姻が成立するところもあれば、宗教上の儀式が必要な場合もあります。ある所では、結婚の前に結婚許可証を必要とする場合もあります。年令も州によって様々です。ところで独身新移住者の場合、定着が進むにつれてこの結婚の問題が具体化されます。結婚相手として考えられるのは、カナダ人、在加外国人、日本にいる日本人、在加日系人および日本人などですがカナダという特殊な状況の中に自ら入った者として、相手を日本人のみに限らず、広く、範囲を広げてもらいたいものです。しかし一般には男性移住者の場合日本の親族などを介して、日本にいる日本女性を対象として考える男性が多いようです。女性移住者の場合、男性ほど相手の範囲を限定してないようです。外国人に対する単なる憧れから外国人との結婚を考えることは慎むべきと思われる。

カナダでは兵役は志願制をとっています。なお、法律にからむ行為に関しては、弁護士の助けを借りることが賢明です。家や営業権の購入、アパートや家の借用など、すべて法律が関係します。

7. 自営と金融

事業または商店や農場を営もうとするためには、地方自治体などの認可を必要とするのが普通です。中には州政府や商工組合の許可を必要とするものもあります。またカナダ労働人口の10%を占める専門職で自営しようとする人は、普通、各州の医師会、公認会計士協会などの専門職協会の要求を充たさねばなりません。移民局では、詳しいことを教えてくれる適当な取扱機関を紹介しています。

融資制度は非常によく整っています。使用目的によっては、数箇所から資金の借入れを受けられます。

ただし、どんな事業 商店 農場にしても、カナダでの事情を良くわきまえてから、開始すべきですので、当初は同系統の企業なりに就職し、経験を積むことが望ましいでしょう。それによって資金も増えるわけです。法律家ともよく相談する必要があります。マンパワーセンターの相談員にも相談して下さい。

8. カナダ新移住者の心構え

これまでの説明によってカナダ移住の考え方、移住申込手続、渡航、それに就職のときなどいろいろな局面においてどのようなことがあり、どのような考えを持つべきかについて、ある程度の理解がなされたと思います。更に、先輩移住者の声などを背景として、成功を目指す、新移住者の持つべき心構えとしてここに基本的で大切な10項目を掲げてみました。先輩移住者の戒めとして良く吟味してみてください。

- (1) 移住する時は、現在と将来における日本及び自分の姿を良く見きわめ、移住後もその時の気持を忘れないこと。
- (2) 移住前にはできるだけ各方面の情報を研究せよ。しかし、ほんとうに知るのは決断を下し、移住して、カナダで生活してからであることを認識すること。自己の期待に反したら、その責任は自分でとるものと心得よ。
- (3) カナダは冷涼ないし、寒冷地帯に属し、日本に比して、気候条件が厳しいこともあり、体力に自信をつけて渡航せよ。健康が悪ければ、移住の目的は達成できないことを知ること。
- (4) 語学は、移住許可が出たからといって安心するな。本当の試練はカナダに着いた一歩から初まることを知ること。最大の努力を払って勉強せよ。
- (5) 自分の技能に磨きをかけよ。積極的にそれを売込め、しかし正當に扱われないといって直ぐ不満をいうな。努力しつつ、原因を究明し、それによって行動せよ。
- (6) 常に、日本で養われた勤勉さと誠実さを忘れないこと。忍耐力（根性）がなければ一事も成らぬことを知ること。
- (7) カナダの習慣や規則を一日でも早く、体で覚え適応せよ。Yes と No をはっきりと。礼儀に気をつけよ。
- (8) 自己中心の利己的な考え方は結局損をすることを知れ。
- (9) 移住の目的を高く持ち、多少のことにへこたれるな。しかし、移住当初から夢を追うすぎて、日常生活を甘く見ないよう気を付けよ。夢は追うものでなく自力で実現させるものであることを知れ。
- (10) 「カナダ人」に慣れ、「カナダ人」になることを心掛けよ。



日本人移住者の住宅

参 考

1. 証明書類の翻訳

当事業団では社団法人ラテン・アメリカ情報社（東京都港区芝琴平町34 Tel 501-9321）に翻訳業務を委託しておりますので、翻訳の必要な書類を持参または郵送して直接依頼して下さい。

翻訳は受付後通例2日以内で作成されます。

料 金 表

(1) 卒業証明書、免許証等	300円
(2) 経歴書、成績証明書等	500円
(3) 上記中英文2枚以上は1枚につき	500円
(4) 翻訳証明は1枚につき	100円

2. ホテル宿泊一覧表

トロント市

1969年10月末現在

名 称	所 在 地	電 話	種 別	1泊料金	備 考
YMCA	36College Street	921-5171	S	C \$4.50	↑ バス つき
			T	6.50 7.50	
Constellation Hotel	900Dixon Road	677-1500	S	17.00	↑ つき
			T	20.00	
Ford Hotel	595 Day Street	366-9911	S	5.50	バスなし
			T	8.50	
			S	9.50	↑
			T	13.50	
King Edward (Sheraton Hotel)	37 King Street East	368-7474	S	13.00—15.00 18.00—20.00	
The Seaway Hotel	Lakeshore Boulevard at the Humbee	763-4521	S	15.50	↑ バス
			T	21.00	
Holiday Inn	HWY 27 (at Burnhamthope) HWY 401 (at Warden Agincourt)	621-2121 293-8171	S	13.50	↑ バス
			T	18.50	
			S	13.50	
			T	18.50	
The Skyline Hotel	655Dixon Road	244-1711	S	15.75	↑ つき
			T	22.50	
Aero Inn			T	12.00	
Westbary Hotel	475 Yonge Street	924-0611	S	16.50	↑ バス
			T		
Valhalla Inn	HWY 27 (at Burnhamthope)	239-2391	S	15.50	
			T	21.00	
Royal York Hotel	100 Front Street West	368-2511	S	18.00	
			T	23.00	
Hotel Lord Simcoe	150King Street West	362-1848	S	12.50—15.00	
			T	17.50—20.00	
Hotel Park Plaza	14Avenue Road	924-5471	S	16.00—18.00	↑
			T	21.00—23.00	

(注) S.....Single Room T.....Twin Room

その他に小さなホテルはたくさんあります。大抵のホテルは余程のことがない限り予約なしで行っても断られることはありません。

3. 在カナダ日本公館一覽表

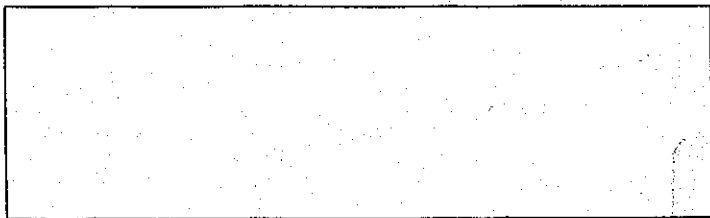
在カナダ日本大使館 (Embassy of Japan)	住所	Fuller Bldg., Suite 1005 75 Albert ST., Ottawa 4, Ontario, Canada.
	TEL	(613) 233-6214
在モントリオール総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Suite 2001, C.I.B.C. Bldg. 1155 Dorchester Boulevard West, Montreal 2, P.Q., Canada.
	TEL	(614) 866-3429, 3420, 1351
	管轄	ケベック州, ニューファンドランド州, プリンス, エドワード・アイランド州, ノバ・スコシア州, ニュー・ブランズ ウィック州
在トロント総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Toronto-Dominion Centre Suite 1803 P.O. Box 10, Toronto 1, Ont., Canada.
	TEL	(416) 363-7038, 7039, 7030
	管轄	オンタリオ州,
在ヴァンクーヴァー総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Sute 1211, United Kingdom Building, 409 Granvill Street, Vancouver 2, B.C. Canada.
	TEL	(112-604) 684-5868
	管轄	ブリティッシュ・コロンビア州, ユーコ ン領州
在ウィニペッグ総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所	Room 301, Tribune Building, 257Smith Street Winnipeg 1, Manitoba, Canada.
	TEL	(204) 942-5032
	管轄	マニトバ州, サスカチュワン州,
在エドモントン領事館 (Consulate-of Japan)	住所	Suite 500, Toronto Dominion Bank Building, 10004, Jasper Avenue, Edmonton, Alberta, Canada.
	TEL	(403) 422-3752
	管轄	アルバータ州, ノースウエスト領州
海外移住事業団トロント駐在員事務所 (Japan Emigration Service, Toronto Office)	住所	ROYAL BANK BLDG Suite 402, 170 UNIVERSITY AVE. TORONTO 110
	TEL	364-1627

4. 海外移住事業団国内機関一覧表

	所 在 地	電 話
本 部	東京都新宿区本塩町8の2 (住友生命四ッ谷ビル)	03 359-8281 (代)
(附属機関)		
神戸移住センター	神戸市生田区山本通3の121	078 22-0341~2
横浜移住センター	横浜市新磯子区西町16の5	045 751-1121~5
海外移住研修所	群馬県勢多郡富城村大字赤城山字溝の口2087	027288 619
(地方事務所)		
北海道事務所	札幌市北1条西5の3(北1条ビル内)	011 261-0675
青森県 "	青森市長島1-1-1(県庁農林部開拓課内)	0177 22-1111
岩手県 "	盛岡市大通1の2の1(県産業会館内)	0196 23-4723
宮城県 "	仙台市本町3-8の1(県庁農政普及課)	0222 23-6111
秋田県 "	秋田市山王4-1-2(秋田地方総合庁舎) 内線996	0188 23-7368
山形県 "	山形市旅籠町3の5の27(県開拓会館内)	0236 22-9756
福島県 "	福島市中町7の5(県医師会館内)	0245 22-9014
新潟県 "	新潟市東大通1の25(帝石ビル207号)	0252 47-1918
茨城県 "	水戸市三の丸1の5の38(県庁内)	0292 31-3873
栃木県 "	宇都宮市埴田町504(県農業経済課内)	0286 22-0003
群馬県 "	前橋市大手町1の1の1(県文教外事課内)	0272 21-8585
埼玉県 "	浦和市高砂3の12の9(県農林会館内)	0488 22-3135
千葉県 "	千葉市本千葉町79(双葉ビル)	0472 27-5623
東京都 "	東京都新宿区本塩町8番地2 (住友生命四ッ谷ビル)	03 359-7774
神奈川県 "	横浜市中区日本通1(県庁内)	045 201-4513
山梨県 "	甲府市丸の内1の9の11(県民会館内)	0552 35-7763
長野県 "	長野市南長野市宇下692の2(県農地開拓課)	0262 33-2909
静岡県 "	静岡市追手町9-6(県後継者養成課内)	0542 54-2056
富山県 "	富山市新富町2の4の22(県商工会館内)	0764 41-6992
石川県 "	金沢市小待町1の60(県税事務所)	0762 31-1802
岐阜県 "	岐阜市司町1(岐阜合同庁舎内)	0582 64-6601
愛知県 "	名古屋市中区三の丸2の4の1 (県農地開拓課内)	052 971-9974
三重県 "	津市公明町13(県開発拓殖課内)	05928 8-1111
福井県 "	福井市御本丸町101(県庁内)	0776 23-8543
滋賀県 "	大津市京町3の4の22(滋賀会館内)	0775 23-0475

		所 在 地	電 話	
京 都 府	"	京都市上京区小川通下立売上ル勘兵衛町 122の1 (府自治会館内)	075	431-0863
大 阪 府	"	大阪市東区京橋前之町2の2 (佐伯ビル内)	06	941-7525
兵 庫 県	"	神戸市生田区山本通3の121 (神戸移住センター内)	078	22-6520
奈 良 県	"	奈良市登大路町8 (県農地課内) 内線429	0742	22-1101
和 歌 山 県	"	和歌山市小松原通1の1 (県学事課内)	0734	31-0800
鳥 取 県	"	鳥取市東町1の220 (県農業振興課内)	0857	22-7111
島 根 県	"	松江市殿町19の1 (農林会館内) 内線391	0852	21-7561
岡 山 県	"	岡山市磨屋町9の18 (県農業会館内)	0862	22-0882
広 島 県	"	広島市基町10の3 (県自治会館内)	0822	21-7411
山 口 県	"	山口市吉敷郡小郡町大字下郷2139 (県農協会館内)	08397	2-2329
徳 島 県	"	徳島市万代町1-1 (県庁内)	0886	53-2990
香 川 県	"	高松市八番町1 (県庁内) 内線352	0878	31-1111
愛 媛 県	"	松山市南堀端町2の3 (農協会館内)	0899	31-1793
高 知 県	"	高知市帯屋町95 (社会福祉会館内)	0888	73-6865
福 岡 県	"	福岡市天神1の1 (県庁内)	092	74-8853
佐 賀 県	"	佐賀市城内1の5の14 (自治会館別館)	09522	4-1541
長 崎 県	"	長崎市出島町1の5 (みなとビル内)	0958	26-4263
熊 本 県	"	熊本市上通町2の21	0963	53-4227
大 分 県	"	大分市府内町3の5の7 (県町村会館内)	09752	3-0886
宮 崎 県	"	宮崎市宮田町2の29 (燃料会館内)	0985	22-2690
鹿 児 島 県	"	鹿児島市山下町12の10 (徳田ビル内)	0992	23-3601
沖 縄	"	那覇市西新町3の79の1	那覇	8-4415

海外移住のご相談は……



海外移住事業団

東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四ツ谷ビル内)

電話 (359) 8281 (代表)

